

議案第 5 2 号

市川市統計調査条例の一部改正について

市川市統計調査条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市統計調査条例の一部を改正する条例

市川市統計調査条例（昭和 3 1 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「統計法（昭和 2 2 年法律第 1 8 号）に基く指定統計」を「統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

統計法の全部改正に伴い、本市独自の統計調査ではない統計調査として引用している条文を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。